

議第25号

高山市水道事業の設置等に関する条例及び高山市給水条例の一部を改正する条例について

高山市水道事業の設置等に関する条例及び高山市給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市簡易水道事業を高山市水道事業に統合するため改正しようとする。

高山市水道事業の設置等に関する条例及び高山市給水条例の一部を改正する条例

(高山市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 高山市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(経営の基本) 第2条 (略) 2 (略) 3 給水人口は、 <u>79,700人</u> とする。 4 1日最大給水量は、 <u>45,200立方メートル</u> とする。	(経営の基本) 第2条 (略) 2 (略) 3 給水人口は、 <u>90,100人</u> とする。 4 1日最大給水量は、 <u>43,100立方メートル</u> とする。

(高山市給水条例の一部改正)

第2条 高山市給水条例(平成9年高山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
西洞町	神田町1丁目	桐生町5丁目	西洞町	昭和町1丁目	荘川町六蔵
宗猷寺町	神田町2丁目	桐生町6丁目	宗猷寺町	昭和町2丁目	荘川町三谷
天性寺町	総和町1丁目	桐生町7丁目	天性寺町	昭和町3丁目	荘川町三尾河
愛宕町	総和町2丁目	桐生町8丁目	愛宕町	岡本町1丁目	荘川町寺河戸
若達町1丁目	総和町3丁目	上岡本町1丁目	若達町1丁目	岡本町2丁目	荘川町黒谷
若達町2丁目	初田町1丁目	上岡本町2丁目	若達町2丁目	岡本町3丁目	荘川町惣則
春日町	初田町2丁目	上岡本町3丁目	春日町	岡本町4丁目	荘川町一色
島川原町	初田町3丁目	上岡本町4丁目	島川原町	上岡本町	荘川町猿丸
堀端町	花岡町1丁目	上岡本町5丁目	堀端町	上岡本町1丁目	荘川町新湊
馬場町1丁目	花岡町2丁目	上岡本町6丁目	馬場町1丁目	上岡本町2丁目	荘川町町屋
馬場町2丁目	花岡町3丁目	上岡本町7丁目	馬場町2丁目	上岡本町3丁目	荘川町野々俣
吹屋町	江名子町	上岡本町8丁目	吹屋町	上岡本町4丁目	荘川町中畑
大門町	石浦町	中山町	大門町	上岡本町5丁目	荘川町牧戸
鉄砲町	片野町	石浦町1丁目	鉄砲町	上岡本町6丁目	荘川町牛丸
森下町1丁目	越後町	石浦町2丁目	森下町1丁目	上岡本町7丁目	荘川町岩瀬
森下町2丁目	千島町	石浦町3丁目	森下町2丁目	上岡本町8丁目	一之宮町
城山	西之一色町1丁目	石浦町4丁目	城山	下岡本町	久々野町柳島
神明町1丁目	西之一色町2丁目	石浦町5丁目	神明町1丁目	本母町	久々野町引下
神明町2丁目	西之一色町3丁目	石浦町6丁目	神明町2丁目	冬頭町	久々野町小坊
神明町3丁目	昭和町1丁目	石浦町7丁目	神明町3丁目	松本町	久々野町長淀
神明町4丁目	昭和町2丁目	石浦町8丁目	神明町4丁目	下切町	久々野町渚
上一之町	昭和町3丁目	石浦町9丁目	上一之町	中切町	久々野町阿多粕
下一之町	岡本町1丁目	滝町	下一之町	上切町	久々野町無数河
上二之町	岡本町2丁目	岩井町	上二之町	赤保木町	久々野町久々野
下二之町	岡本町3丁目	国府町三川	下二之町	下林町	久々野町山梨
上三之町	岡本町4丁目	国府町上広瀬	上三之町	山田町	久々野町久須母
下三之町	上岡本町	国府町村山	下三之町	下之切町	久々野町大西
片原町	下岡本町	国府町糠塚	片原町	新宮町	久々野町小屋名
左京町	本母町	国府町金桶	左京町	八日町	朝日町見座

桜町
八幡町
大新町1丁目
大新町2丁目
大新町3丁目
大新町4丁目
大新町5丁目
上川原町
川原町
西町
本町1丁目
本町2丁目
本町3丁目
本町4丁目
八軒町1丁目
八軒町2丁目
八軒町3丁目
有楽町
相生町
花川町
名田町1丁目
名田町2丁目
名田町3丁目
名田町4丁目
名田町5丁目
名田町6丁目
天満町1丁目
天満町2丁目
天満町3丁目
天満町4丁目
天満町5丁目
天満町6丁目
花里町1丁目
花里町2丁目

冬頭町
松本町
下切町
中切町
上切町
赤保木町
下林町
山田町
下之切町
新宮町
八日町
前原町
上野町
三福寺町
東山町
曙町1丁目
曙町2丁目
曙町3丁目
曙町4丁目
松之木町
大洞町
漆垣内町
塩屋町
山口町
長坂町
日の出町1丁目
日の出町2丁目
日の出町3丁目
緑ヶ丘町1丁目
緑ヶ丘町2丁目
旭ヶ丘町
匠ヶ丘町
片野町1丁目
片野町2丁目

国府町瓜巢
国府町名張
国府町宇津江
国府町広瀬町
国府町三日町
国府町蓑輪
国府町今
国府町宮地
国府町東門前
国府町西門前
国府町八日町
国府町漆垣内
国府町桐谷
国府町半田
国府町木曾垣内
国府町鶴巢
国府町山本
丹生川町久手
丹生川町岩井谷
丹生川町旗鉾
丹生川町駄吉
丹生川町塩屋
丹生川町日面
丹生川町日影
丹生川町芦谷
丹生川町板殿
丹生川町白井
丹生川町根方
丹生川町小野
丹生川町大谷
丹生川町瓜田
丹生川町法力
丹生川町北方
丹生川町坊方

桜町
八幡町
大新町1丁目
大新町2丁目
大新町3丁目
大新町4丁目
大新町5丁目
上川原町
川原町
西町
本町1丁目
本町2丁目
本町3丁目
本町4丁目
八軒町1丁目
八軒町2丁目
八軒町3丁目
有楽町
相生町
花川町
名田町1丁目
名田町2丁目
名田町3丁目
名田町4丁目
名田町5丁目
名田町6丁目
天満町1丁目
天満町2丁目
天満町3丁目
天満町4丁目
天満町5丁目
天満町6丁目
花里町1丁目
花里町2丁目

前原町
上野町
三福寺町
東山町
曙町1丁目
曙町2丁目
曙町3丁目
曙町4丁目
長坂町
日の出町1丁目
日の出町2丁目
日の出町3丁目
松之木町
大洞町
漆垣内町
塩屋町
滝町
岩井町
山口町
緑ヶ丘町1丁目
緑ヶ丘町2丁目
旭ヶ丘町
匠ヶ丘町
問屋町
桐生町1丁目
桐生町2丁目
桐生町3丁目
桐生町4丁目
桐生町5丁目
桐生町6丁目
桐生町7丁目
桐生町8丁目
中山町
丹生川町久手

朝日町小瀬
朝日町立岩
朝日町小谷
朝日町甲
朝日町万石
朝日町上ヶ見
朝日町青屋
朝日町寺澤
朝日町浅井
朝日町大廣
朝日町黒川
朝日町一之宿
朝日町桑之島
朝日町西洞
朝日町宮之前
高根町中洞
高根町中之宿
高根町猪之鼻
高根町上ヶ洞
高根町池ヶ洞
高根町黍生
高根町阿多野郷
高根町野麦
高根町日和田
高根町留之原
高根町小日和田
国府町三川
国府町上広瀬
国府町村山
国府町糠塚
国府町金桶
国府町瓜巢
国府町名張
国府町宇津江

<u>花里町3丁目</u>	<u>片野町3丁目</u>	<u>丹生川町山口</u>
<u>花里町4丁目</u>	<u>片野町4丁目</u>	<u>丹生川町町方</u>
<u>花里町5丁目</u>	<u>片野町5丁目</u>	<u>丹生川町新張</u>
<u>花里町6丁目</u>	<u>片野町6丁目</u>	<u>丹生川町下保</u>
<u>朝日町</u>	<u>間屋町</u>	<u>丹生川町細越</u>
<u>未広町</u>	<u>桐生町1丁目</u>	<u>丹生川町桐山</u>
<u>七日町1丁目</u>	<u>桐生町2丁目</u>	<u>丹生川町大萱</u>
<u>七日町2丁目</u>	<u>桐生町3丁目</u>	
<u>七日町3丁目</u>	<u>桐生町4丁目</u>	

<u>花里町3丁目</u>	<u>丹生川町岩井谷</u>	<u>国府町広瀬町</u>
<u>花里町4丁目</u>	<u>丹生川町旗鉾</u>	<u>国府町三日町</u>
<u>花里町5丁目</u>	<u>丹生川町塩屋</u>	<u>国府町蓑輪</u>
<u>花里町6丁目</u>	<u>丹生川町駄吉</u>	<u>国府町今</u>
<u>朝日町</u>	<u>丹生川町日面</u>	<u>国府町宮地</u>
<u>未広町</u>	<u>丹生川町日影</u>	<u>国府町東門前</u>
<u>七日町1丁目</u>	<u>丹生川町芦谷</u>	<u>国府町西門前</u>
<u>七日町2丁目</u>	<u>丹生川町板殿</u>	<u>国府町八日町</u>
<u>七日町3丁目</u>	<u>丹生川町白井</u>	<u>国府町漆垣内</u>
<u>神田町1丁目</u>	<u>丹生川町根方</u>	<u>国府町桐谷</u>
<u>神田町2丁目</u>	<u>丹生川町小野</u>	<u>国府町半田</u>
<u>総和町1丁目</u>	<u>丹生川町大谷</u>	<u>国府町木曾垣内</u>
<u>総和町2丁目</u>	<u>丹生川町瓜田</u>	<u>国府町鶴巢</u>
<u>総和町3丁目</u>	<u>丹生川町法力</u>	<u>国府町山本</u>
<u>初田町1丁目</u>	<u>丹生川町北方</u>	<u>奥飛驒温泉郷平湯</u>
<u>初田町2丁目</u>	<u>丹生川町坊方</u>	<u>奥飛驒温泉郷一重ヶ根</u>
<u>初田町3丁目</u>	<u>丹生川町山口</u>	<u>奥飛驒温泉郷村上</u>
<u>花岡町1丁目</u>	<u>丹生川町町方</u>	<u>奥飛驒温泉郷中尾</u>
<u>花岡町2丁目</u>	<u>丹生川町新張</u>	<u>奥飛驒温泉郷神坂</u>
<u>花岡町3丁目</u>	<u>丹生川町下保</u>	<u>奥飛驒温泉郷栃尾</u>
<u>江名子町</u>	<u>丹生川町細越</u>	<u>奥飛驒温泉郷今見</u>
<u>片野町</u>	<u>丹生川町桐山</u>	<u>奥飛驒温泉郷田頃家</u>
<u>片野町1丁目</u>	<u>丹生川町大萱</u>	<u>奥飛驒温泉郷柏当</u>
<u>片野町2丁目</u>	<u>丹生川町折敷地</u>	<u>奥飛驒温泉郷笹嶋</u>
<u>片野町3丁目</u>	<u>丹生川町大沼</u>	<u>上宝町長倉</u>
<u>片野町4丁目</u>	<u>丹生川町森部</u>	<u>上宝町双六</u>
<u>片野町5丁目</u>	<u>丹生川町三之瀬</u>	<u>上宝町中山</u>
<u>片野町6丁目</u>	<u>丹生川町柏原</u>	<u>上宝町見座</u>
<u>石浦町</u>	<u>清見町牧ヶ洞</u>	<u>上宝町新田</u>
<u>石浦町1丁目</u>	<u>清見町三日町</u>	<u>上宝町宮原</u>
<u>石浦町2丁目</u>	<u>清見町藤瀬</u>	<u>上宝町在家</u>
<u>石浦町3丁目</u>	<u>清見町福寄</u>	<u>上宝町本郷</u>
<u>石浦町4丁目</u>	<u>清見町三ツ谷</u>	<u>上宝町吉野</u>
<u>石浦町5丁目</u>	<u>清見町坂下</u>	<u>上宝町荒原</u>

石浦町6丁目

石浦町7丁目

石浦町8丁目

石浦町9丁目

越後町

千島町

西之一色町1丁目

西之一色町2丁目

西之一色町3丁目

清見町巢野俣

清見町榎谷

清見町大原

清見町江黒

清見町池本

清見町二本木

清見町夏厩

清見町上小鳥

清見町大谷

上宝町蔵柱

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(高山市簡易水道事業の設置等に関する条例の廃止)
- 2 高山市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成8年高山市条例第17号）は、廃止する。
(高山市行政組織条例の一部改正)
- 3 高山市行政組織条例（昭和56年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 水道部</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>簡易水道事業に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ・ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 水道部</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p>2 (略)</p>

(高山市特別会計条例の一部改正)

- 4 高山市特別会計条例（昭和39年高山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>簡易水道事業特別会計</u> <u>簡易水道事業</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

(高山市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 簡易水道事業特別会計に属する出納は、平成27年3月31日までに閉鎖し、決算する。この場合において、歳入歳出差引不足額又は残額が生じた場合は、水道事業会計でこれを引き継ぐ。
(高山市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)
- 6 高山市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条

例（平成24年高山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>簡易水道事業の用に供する水道</u> (以下「簡易水道」という。) については、前項第1号中「<u>2年以上</u>」とあるのは「<u>1年以上</u>」と、同項第2号中「<u>3年以上</u>」とあるのは「<u>1年6箇月以上</u>」と、同項第3号中「<u>5年以上</u>」とあるのは「<u>2年6箇月以上</u>」と、同項第4号中「<u>7年以上</u>」とあるのは「<u>3年6箇月以上</u>」と、同項第5号中「<u>10年以上</u>」とあるのは「<u>5年以上</u>」と、同項第6号中「<u>第1号の卒業生にあつては1年以上</u>」とあるのは「<u>第1号の卒業生にあつては6箇月以上</u>」と、「<u>2年以上</u>」とあるのは「<u>1年以上</u>」と、同項第7号中「<u>最低経験年数以上</u>」とあるのは「<u>最低経験年数の2分の1以上</u>」と、同項第8号中「<u>1年以上</u>」とあるのは「<u>6箇月以上</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 (略)</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 前条の規定により<u>簡易水道以外の水道</u>の布設工事監督者たる資格を有する者</p> <p>(2) <u>前条第1項第1号、第3号及び第4号</u>に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、<u>同項第1号</u>に規定する学校を卒業した者については4年以上、<u>同項</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者</p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号及び第4号</u>に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、<u>同条第1号</u>に規定する学校を卒業した者については4年以上、<u>同条第3号</u>に規</p>

第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

2 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。